

# フィットテスト実施機関名簿

令和6年4月9日現在

## 実施内容等の詳細は、直接、掲載されている機関にお問い合わせください。

特定化学物質障害予防規則が改正され、令和5年4月1日から、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者は、労働者の使用する呼吸用保護具について1年以内ごとに1回、定期的に「フィットテスト」の実施が義務付けられています。

また、新たな化学物質規制により令和6年4月1日から追加された、有機溶剤・特化物・鉛・粉じん（以下「化学物質等」と言う）作業場に対する作業環境測定の評価結果から「第三管理区分」となった場合の措置において、呼吸用保護具によるばく露防止対策として、上記の金属アーク溶接の措置と同様に1年以内ごとに1回、定期的に「フィットテスト」の実施が義務付けられることとなりました。

本名簿には、大阪労働局が主要な特殊健康診断実施機関及び作業環境測定機関に対して行った調査において、大阪労働局ホームページに掲載を希望されたフィットテスト実施機関を掲載しています。

○は、実施項目を示しています。呼吸用保護具の種類が半面形面体の場合は、「定性的フィットテスト」及び「定量的フィットテスト」のいずれを方法を用いても構いませんが、**全面形面体**の場合は、「**定量的**フィットテスト」を用いなければなりません。

また、化学物質等のほか金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、当該作業に労働者を従事させるときは、対象物質の「濃度の測定」の結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることが義務付けられています。さらに、本名簿では「溶接ヒュームの濃度の測定」の実施項目を併せて示し、屋外・屋内にかかわらず、金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対して「特定化学物質健康診断」及び「じん肺健康診断」の実施が必要ですので、当該健診の実施項目も示しています。



### 作業環境測定機関



実施機関の名称	郵便番号	所在地	電話番号	フィットテスト		溶接ヒュームの濃度の測定	ホームページの2次元コード
				定量的	定性的		
(株)田岡化学分析センター ホームページ	532-0006	大阪市淀川区西三国4-2-11	06-6396-1681	○	—	○	
(株)サン・テクノス ホームページ	534-0015	大阪市都島区善源町2-3-16	06-6922-0211	○	—	○	
(公社)大阪労働基準連合会 関西労働衛生技術センター ホームページ	540-0028	大阪市中央区常盤町2-1-12	06-6942-0171	○	—	○	
中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター ホームページ	550-0001	大阪市西区土佐堀2-3-8	06-6448-3784	○	—	○	
(一財)関西環境管理技術センター ホームページ	550-0021	大阪市西区川口2-9-10	06-6583-3262	○	○	○	
(株)日本保健衛生協会 ホームページ	564-0062	大阪府吹田市垂水町1-40-2	06-6387-1515	○	—	○	
(株)エルエフ関西 ホームページ	566-0012	大阪府摂津市庄屋1-8-11	06-6170-9875	○	—	○	
(株)日環サ・ピス ホームページ	566-0033	大阪府摂津市学園町2-7-30	072-638-7200	○	—	○	

(株)MCエパテック 大阪茨木分析センター ホームページ	567-0052	大阪府茨木市室山2丁目13-1	072-643-2258	○	-	○	
古川熱学エンジニアリング(株) ホームページ	569-1146	大阪府高槻市赤大路町23-28	072-693-3388	○	-	○	
昭和電機(株) ホームページ	574-0052	大阪府大東市新田北町1-2-5	072-873-1221	○	-	○	
(株)タツタ環境分析センター ホームページ	578-8585	大阪府東大阪市岩田町2-3-1	06-6725-6688	○	-	○	
三菱マテリアルテクノ(株)大阪化学分析センター ホームページ	590-0984	堺市堺区神南辺町6丁目153-4	072-221-6011	○	-	○	

### 特殊健康診断実施機関

実施機関の名称	郵便番号	所在地	電話番号	フィットテスト		特化健診 1 (溶接ヒューム)	じん肺健診 1	ホームページ の2次元コード
				定量的	定性的			
(医)緑地会 赤尾クリニック ホームページ	538-0054	大阪市鶴見区緑3-2-15	06-6911-2961	○	○	○	○	
(公社)大阪労働基準連合会 関西労働衛生技術センター ホームページ	540-0028	大阪市中央区常盤町2-1-12	06-6942-0171	○	-	○	○	

1 が付加されているものは、医師が必要と認めた二次健診の実施が可能である機関

溶接ヒューム等の法令改正の詳細は、こちらをご覧ください。

溶接ヒューム 大阪労働局

検索

